○国土交通省告示第二百三十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月九日から三十日間国土交通省四国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月九日　国土交通大臣　前田　武志

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日

四国横断自動車道　西予市宇和町稲生八五〇番二から同市宇和町稲生九三七番一まで　平成二十四年三月十日十五時

○東北地方整備局告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月九日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　秋田県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十三年建設省告示第二千三百三十五号鹿角都市計画及び小坂都市計画下水道事業米代川流域下水道（鹿角処理区）

三　事業施行期間　自昭和六十三年十二月八日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月九日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年東北地方整備局告示第百二十二号県中都市計画道路事業三・四・二百六号須賀川駅並木町線

三　事業施行期間　自平成十七年十二月二日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月九日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年東北地方整備局告示第十五号原町都市計画道路事業三・四・百二号駅前北原線

三　事業施行期間　自平成十八年二月八日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月九日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年東北地方整備局告示第百十四号会津都市計画道路事業三・四・百三号亀賀門田線

三　事業施行期間　自平成十七年十一月十八日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○北陸地方整備局告示第十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月九日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
白山市乾町一七〇番から同市乾町九二番一まで	前	二五・〇〇～三二・八〇メートル
	後	二七・〇〇～三五・五〇メートル　〇・一六一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月九日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

八号　白山市乾町一七〇番から同市乾町九二番一まで　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月九日

○中部地方整備局告示第四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月九日　中部地方整備局長　足立　敏之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十二号　名古屋市西区こも原町新川左岸堤防敷地先から清須市阿原宮東一五四番まで　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月九日

○近畿地方整備局告示第六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月九日　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

一号　甲賀市土山町南土山字辻垣外甲七一一番から同市土山町南土山字辻垣外甲七三九番二まで　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月十日